契　約　書

長泉町議会議員選挙候補者　　　　　　　　 （以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する

２　車両及び登録番号

３　台　　　　　数

４　使用期間

５　契約金額　　　　　　　　　　　　円（消費税込）

内訳　１日　　　　　　　　円× 　　日間＝　　　　　　　円

６　請求及び支払い

　本契約に基づく契約金額については、乙は公職選挙法に基づき、長泉町に請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行うものとする。

　　　なお、長泉町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は長泉町には請求することができない。

　７　本契約に規定なき事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

本契約の証として本書２通を作成し、双方が記名押印の上、各自１通を保有する。

　令和　　年　　月　　日

甲　長泉町議会議員選挙候補者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　 ㊞

乙　住　所

　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　 ㊞